

# 三矢協定と韓国独立軍勢力の動向

キムジュヨン  
金周溶

(独立記念館韓国独立運動史研究所)

## 目 次

1. はじめに
2. 三矢協定の締結の背景
3. 三矢協定の締結と韓人社会
  - 1) 三矢協定の締結
  - 2) 韓人の法的地位の変化
4. 韓国独立軍の動向
5. おわりに

## 1. はじめに

瀋陽の中山路には三矢協定の中国側の署名者である于珍の活動空間がそのまま保存されている。于珍自身の意志によるものであれ、上部の命令によるものであれ、「三矢協定」の締結は満州地域に移住した韓人にとっては「足枷」となった。三矢協定とは、日本帝国が満州での抗日運動を弾圧する目的で1925年に中国東北の軍閥に圧力を加え、瀋陽で締結した「不逞鮮人の取締に関する朝鮮、奉天省の間の協約」を言う。これは韓人武装勢力が鴨緑江や豆満江の対岸から韓半島に進出することを防止するとともに、日本の軍隊及び警察が中国の領土や主権を侵害して中国側を刺激しないようにするために結ばれた。その条約締結の当事者は朝鮮総督府の下岡忠治政務総監と三矢宮松警務局長であり、奉天の警察庁長である于珍と直接会談して締結した。1925年6月に締結された三矢協定は、逆説的にも満州地域での韓人独立運動の波及力がどれほど大きかったかを示してくれる象徴的な日中外交合意であった。

日本はなぜ三矢協定を締結したのであろうか。先行研究では次のような結論を導き出している。李盛煥は、移住韓人に対する懐柔政策が失敗し、三矢協定を通してより強力な韓人への圧迫政策を断行するようになったと言う<sup>1)</sup>。申奎燮は、三矢協定を日本の鮮満一体化政策と関連付けて把握しており、三矢協定の締結は日本の鮮満一体化政策の失敗を表し、むしろ韓人に対する弾圧は強化させ、韓人問題を根本的に解決することはできなかつたと評価している<sup>2)</sup>。

これらの先行研究は、日本と中国政府が移住韓人問題を三矢協定の締結と関連付けようとしたのであり、その際、満州地域の韓国独立運動勢力の活動が朝鮮総督府の統治自体に脅威になりうるという論理

が働いたと結論づけている。

本研究は、先行研究を踏まえ、三矢協定の締結の背景と三矢協定による韓人の地位の変化、三矢協定の締結以降の満州地域の韓国独立運動勢力の再編の過程を検討しようとする。これらが究明されることにより、その後の満州事変と韓国独立運動勢力の変化及びその繋がりが浮彫りになると考える。

## 2. 三矢協定の締結の背景

1991年三・一独立運動の活動が満州の全域に広まり、新たに韓国独立運動団体が相次いでできた。独立運動のルネサンス期が到来したといっても過言ではないほど、その数は続々と増加した。これに危機を感じた日帝は、1920年「間島侵略」を断行すると、独立運動団体の活動は萎縮し、韓人社会は一時的に焦土化した。さらに同年10月28日には日本側の代表である佐藤少将と吉林鮑督軍の代表である町野中佐が瀋陽で会同を持ち、中日合同の「討伐に関する協定」を締結した。その要旨は、第一に、寧縣の中道鉄道以南20里以外の地域と、琿春、延吉、汪清、和龍等5個の県の馬賊、匪賊の討伐は日本軍が担当し、それ以外の地域は中国の軍隊が討伐するというものであった<sup>3)</sup>。

のみならず、1921年に日本公使館は「日支国境会巡暫定辦法案」を出しており、これに加え北京政府の外交部は、国事犯の不引渡しを内容とする犯人引渡し方法の5ヶ条を追加した。中国に対する圧迫の水位を高める一方、親日団体を組織し、独立運動勢力を瓦解させようとした。その代表的な団体が保民會であった<sup>4)</sup>。特に、韓人が居住している全地域に密偵を置き、各種の情報を通して韓国独立運動勢力に対する弾圧の強度を強めていった<sup>5)</sup>。日帝の移住韓人に対する立場を整理すると次のようである。

不逞鮮人は、鴨綠江及び豆満江の対岸の支那の領土に中国官庁の取締が及ばぬこと、日本の権力が中国領土に及ばないことを利用して満州を不逞行動の根拠地とし、暗殺隊及び決死隊などは不逞文書を刊行した。それに朝鮮内の治安を悪くしていることからこのことが分かる。一方、彼らは在満朝鮮人の各部落に出没し、良民を扇動したり威嚇したりして運動資金を獲得しようと努力した。これら不逞鮮人を取り締まることは、一、不逞行動を未然に防止し、二、軍資金の出所を根絶し、三、善良な善人を保護することによって、わが国の恩に感謝をする心を持たせる効果がある<sup>6)</sup>。

なお、満州地域で在留禁止の処分を受けた韓人たちもこれとおなじ延長線上で理解すべきである<sup>7)</sup>。韓人独立運動関連の在留禁止処分の事例が発見される1915年から1924年の間、民族運動による安寧妨害という理由で在留禁止処分を受けた事例は、少なくとも在留禁止者全体の50%以上、多くは90%以上に達していることが確認できる<sup>8)</sup>。次は1922年から三矢協定前後の満州地域の在留禁止韓人を整理したものである<sup>9)</sup>。

【表 在留禁止韓人現況（1922～1923）】

姓名	生年月日	住所	在留禁止の理由	在留禁止処分の日時
吳世煥	1897	延吉縣 智仁郷	龍井 3.13 運動に参加した後、秘密決死団体天道教青年会組織、当地方の安寧妨害の憂慮（日本間島総領事館）。李允、姜純、金河俊、李應烈、田文、金成寛、崔東斌	1922年1月から3年間
金中建	1890	和龍縣 三道溝	秘密団体 大震團 組織。当地方の安寧妨害の憂慮	1922年1月から3年間
金延燦	1881	不定	光復団、大韓独立軍団 李範允の指揮で軍資金を募金	1922年2月から2年間
梁材韓	1895	琿春 東門内	上海臨時政府と連携、独立新聞取り扱い	1922年4月から2年間
金京道	1887	梁材韓 家	韓民会財務部長。上海臨時政府と連携	1922年4月から2年間
李根善	1899	琿春縣 勇智郷	韓人共産党 李仲執の部下として共産主義の宣伝	1922年5月から3年間
鄭龍雲	1889	延吉縣 勇智郷	大韓人国民会 警護部長、宣伝扇動に優れている	1922年6月から3年間
尹東喆	1886	琿春 東門内	李明淳と結託して親日団地を攻撃	1922年7月から3年間
孟正國	1882	琿春 東門外	琿春韓民会で黄炳吉と活動	1922年7月から3年間
卞鴻奎		ハルビン 埠頭溝	上海に逃亡後、柳東説の勧誘で独立運動に投身	1922年4月から3年間
許英秀		ハルビン	新興武官學校卒業後臨時政府活動	1922年9月から3年間
崔世鎮		東寧縣 綏芬河	義兵活動	1923年11月から3年間

\* 国家報動処、「滿洲地域 本邦人在留禁止關係雜件」、2009年、pp.151～184

上記の表から分かるように、在留禁止の理由は独立運動であり、期間はおよそ3年程度である。在留禁止は制限的に適用されており、施行期間も満州地域であったため日帝が初期に構築した効果を得るには限界があった。

中国は、1860年代から本格的に移住しはじめた韓人の問題に対して時期別に異なる政策を適用した。1920年代以前の自律移民の時期には、地方官庁を通して帰化入籍を推進しており、いわゆる佃民制度等を通して土地に緊縛されることを強いた。韓人の自治団体である墾民會、墾民教育會の認准からも明らかのように、中国側でも韓人団体の設立と日帝の反応に対して敏感に対応した。又、1920年代には三・一運動以降、韓国独立運動団体の越境及び日本国境守備隊の越境のため中国政府の悩みは深まっていた。

1920年、吉林省長は延吉に居住している韓人の移住状況を調査するために特派員を派遣し、望城、和龍がもっとも激烈に排日活動を展開しているという報告を受けている<sup>10)</sup>。したがって、中国の中央政府は1921年7月間島地方に特別警察庁を設置し、150人規模の警察を派遣して日本警察を監視する体制を整備した。

しかし、独立運動勢力は日帝の残酷な弾圧の下でも戦列を整えて再起した<sup>11)</sup>。このため、日帝は、満州に根拠地を構築した韓国独立軍及び排日韓人を一時的な弾圧のみで除去するのは不可能であると判断し、長期的に彼らを消滅させる方策を講じた<sup>12)</sup>。

朝鮮総督府の警務局では、間島に隣接した西間島に密偵隊を派遣した<sup>13)</sup>。朝鮮総督府は日本外務省警察の管轄である奉天（沈陽）を始め、西間島地域で内鮮一體化を継続的に活用しようとした。当時、韓国独立運動勢力は、漸次に統合運動の必要性を提起するようになった。独立運動の勢力の再編中、三矢協定が朝鮮総督府と繋がるのは内地延長主義と一脈通じる。治安不安を内地延長主義という武器でもって勢力を弱めるための事前作業が、三矢協定にそのまま反映されて現れていると取れる。

### 3. 三矢協定の締結と韓人社会

#### 1) 三矢協定の締結

三・一独立運動の発生後、日帝は韓人をより効率的に統制するための方案に没頭した。その一環として、日本で発効された治安維持法の延長線の上で三矢協定を締結するようになった。この法は朝鮮でも施行され「暴力行為処罰に関する件」として公表された<sup>14)</sup>。1928年改正されており、1945年の解放まで韓人を抑圧する法律として悪名高かった。

朝鮮総督府の警務局長の三矢宮松と奉天省の警務処処長の于震は、満州に居住する韓人に対して中日両国の治安を阻害する人物と断定し、協議を進行した<sup>15)</sup>。

中国側では6月11日に「取締り韓人法」、7月8日に「取締り韓人法施行細則」を公表した。協定の内容は、一、国境守備において両国官憲の相互越境禁止、二、東邊道館内の朝鮮人抗日勢力に対して中国側による取締の施行の二つである。三矢協定の公式名称は「不逞鮮人の取締に関する双方の協定」である<sup>16)</sup>。その具体的な項目を列挙すると次のようである。

- 一、中国在留の朝鮮人は中国官憲に清郷章程により戸口調査を徹底にし、牌を編成して相互保証し、連帯責任を取らせる。
- 二、中国官憲は各県に統領して在留鮮人が武器を携帯して朝鮮に侵入することを厳禁する。違反したものは逮捕して朝鮮官憲に引き渡す。
- 三、朝鮮人団体を解散し、所有している銃器を搜索して没取し、武装解除する。
- 四、朝鮮人所有の銃器、火薬は当該官署で随時に嚴重搜索し、没収する。
- 五、朝鮮官憲が指名する不逞団の首領を逮捕して朝鮮官憲に引き渡す。
- 六、中日両国の官憲は不逞鮮人の取締の実況を相互通報する。
- 七、中日両警察は恣意で越境できない。必要な場合は、相互通報してから処理方法を請求すべきである。
- 八、従前の懸案は双方誠意をもって期限を置いて解決すべきである<sup>17)</sup>。

上記の条項は主に銃器携帯の統制に関する内容である。日帝側では、三矢協定が締結後に大きな効果があったと認識した。さらに、韓人独立運動家たちを識別する細部準拠が次のように作られていた。

興京方面ではソンビ（土）の軍事部員の服装は、従来日本軍服あるいは中国軍服と類似したものであり、日本軍服の姿は今年（1926年—引用者注）6月頃廃止しており、最近三矢協定後、軍服は戦闘時にのみ使用し、常に隠匿し、普段は朝鮮服或は中国服を着用することにより、一見良民と不良なものとの鑑別に困ったので、大体次のような要点によって識別する。

- 一、不逞鮮人は、多くの朝鮮の文字でできた彫刻した印章を持っている。
- 二、不逞鮮人は、報告用に白洋紙、インク、万年筆を所持している。
- 三、不逞鮮人は、煙管を携帯せず、常に白洋紙を約3寸に切り巻いてタバコを携帯する。即ち、

- 公煙草を禁止したため、葉煙草を白洋紙で巻いて喫煙する。
- 四、不逞鮮人は、靴下を穿ちたる上にミシンにて縫ひたる白木綿製の足台を使用す。
- 五、不逞鮮人は、内外を全部ミシンで閉じた服を着用する。
- 六、不逞鮮人として時計を所持する者は、多く将校、下士以上のものである。
- 七、本年から不逞鮮人の冬衣は襦袢を綿入とし外衣を袷となす。
- 八、不逞鮮人は、労働せざるを以って掌が柔かなり。<sup>18)</sup>

上記の条項から、日帝は三矢協定の締結以降も韓人社会を完璧には統制できなかつたことが分かる。細部的な準拠まで挙げながら韓人を区別しているのは、三矢協定にも関わらず韓人独立運動の活動が萎縮していないということを表している。

## 2) 韓人の法的地位の変化

満州にいる韓人の大多数は、薄弱で貧窮であつた。また、教育を受けられず、中国官民に圧迫され蔑視されていた。日本官憲の力の及ばないところに居住する韓人にはこのような現象がより酷かつた<sup>19)</sup>。次は当時の中国官憲の弊害に関する報告書の一断面である。

韓日合併以来今日まで続いてきた我が政府では、外務省と朝鮮総督府と間島庁が相互緊密に連絡を取らず、この問題に関しては現在一時交渉が破壊されており、政府では在満日本人に準備を命じて、朝鮮人に対する中国官憲の弊害を最大限減らすことを要請した<sup>20)</sup>。

移住韓人は三矢協定の締結のため地位がより弱体化された。中国人は、既に韓人を日帝主義の走狗と見做していたのであり、これは1931年の満州事変前まで変らなかつた。三矢協定以後、中国地方政府から移住韓人に対する取締強化訓令が出たのは多様な原因があり得るが、最も大きいのは日帝の侵略代理人という点であろう。この状況の中で、中国官憲は韓国独立運動団体を取り締まるという口実で、移住韓人から金品を強奪して私腹を満たしたりした。中国官民の韓人に対する圧迫の方法は様々であつた。例えば次のようである。土地や家屋の賃貸の拒絶、学校の解散或は閉鎖、退去命令、帰化強要、不当課税などである<sup>21)</sup>。

日本の立場からは、独立運動家と一般人を区別するのが望ましかつたが、中国政府では分離して政策を取るよりは全移住韓人を同じ範疇に束ねて取締強化を推進した。韓人は中国人には日本の走狗として、日本人には大陸侵略のための一回性手段として認識されていたのである。韓人の地位悪化は疑う余地のない現象であつた<sup>22)</sup>。

韓国独立運動団体は、移住韓人の法的地位が揺るぎ、生活上の不安が募るとこれに対する是正要求をするための対策の準備に出た。まず、正義府は、中国側と外交的交渉を通して管轄する各地域に韓僑驅逐問題対策講究會の支会を設置した<sup>23)</sup>。1928年2月初めには、吉林省のみだけで約50カ所の支会が設置されていた。講究會の本会と支会を組織した独立運動家たちは、韓人の中国帰化入籍を解決するために中国側と交渉を行った。韓人が中国人に帰化しようとする時、その手続きや条件は複雑ではなかつ

たが、幾らかの入籍費を官庁に支払わなければならなかった。この入籍費は中央政府に出すお金と管轄の各県に拠出するものであった。中央政府に出す費用は一定であったが、各県に出す費用はそれぞれであった。例えば、三矢協定が発表されてからすぐの1925年の下半期に鳳城県から韓人に要求した入籍費は奉票35元であった。又、營口県では入籍費の代りに橋居証書を発給したが、その手数料が1元であり、証書の有効期間は1年であって、1年が過ぎたら再び1元を出して証書を受け取らねばならなかった。

移住韓人の中には一日の生計を立てることさえままならない人が多かった。従って、入籍費を出すことは到底不可能なことでありと中国側を説得し、妥協案として「入籍手續費免稅請求書」を作成して提出した。1928年4月18日、民族運動者たちは韓僑驅逐問題對策講究會をさらに発展させ、中国の韓人驅逐問題のみならず、移住韓人たちの社会・経済・教育などに関する全般的な問題の解決のための機構である「韓族問題聯合講究會」（以下、講究會）を組織した。講究會は、現在東三省に移住している韓人が中国内で得られる最大限の権利を根本的に確保するという結論を下した。このような立場から講究會は帰化問題をはじめ、韓人の公民権取得問題、饑餓救済問題、合法的な機関の組織問題等、移住韓人が満州で生活するための基本権を総合的に確立しようと努めた。

講究會は、1928年9月管轄地域の各地方代表21名を吉林省城に招集し、會議を開いた。その結果、講究會を常設の韓人自治機関と転換することを決定した。その後、この団体を「歸化韓族同郷會」という名に変更して常設運営し、韓人の歸化を体系的に担当するようにした。歸化韓族同郷會は、現在移住している韓人の歸化問題のみならず、続けて本国から移住してくる韓人たちの歸化に関する行政的な諸手続きをも代行する役割をした。それから、講究會は1929年3月、同郷會の幹事長である崔東旣を南京にある中国の中央政府に派遣した。崔東旣は中国政府の実権者と交渉して、韓人の歸化費用を軽減するという約束をもらってからその年の10月20日に戻ってきた。

#### 4. 独立軍の動向

三矢協定の締結以後、韓人に対する無分別な逮捕と拘禁が相次いだ。三矢協定のため独立運動家のみならず一般の移住韓人まで取り締まる弊害が続いた。特に、日帝の立場からは三矢協定の効果を宣伝した。奉天省のこのような態度は、韓国独立軍には深刻な威嚇として受け止められたのであり、新しい様態の闘争方式が台頭するようになった。

日本と中国両国の伝統的な友好関係を増進するために我々は、座中の皆さんに中国と日本の国交を妨害し、東アジアの平和を破壊する「反逆的な朝鮮人」赤化の者たちを法律により処罰し、管理できるように早急に我々に引渡してくれることを願います。本官は我々の要求が正当なものであると思います。なぜなら、「三矢協定」に根拠して貴国の当局も協定に規定している日本と中国両国の利益を保護するという全条項を早くも何回も移行したことがあるからです<sup>24)</sup>。

上記の引用文は1926年、島山安昌浩が吉林で演説中に逮捕された以後、宴会席上で朝鮮総督府の代

表であった富永郎が吉林省政府の管理たちに韓国独立運動家を引き渡してくれることを要請する内容である。この発言に対して当時同席していた中国吉林省警察庁の監察長は次のように答えた。

富永郎先生が言う三矢協定は朝鮮総督府と奉天省の警察庁が結んだ臨時協定です。それゆえ、その有効範囲は当然奉天省に限るものであって、本人はその他の省と郷ではこの協定の順守可否に対して上部の支持を待たねばならないと思います。これは但し私個人の理解であり、正しいかどうかはみなさんが教えてください。もし、今日このような場所で外交事件と両国関係に関連して具体的に会談しようとするならば、本人は根本的に討論に参加する資格はありません。なぜなら、私はただの中華民国の内務管理として国家が私に外交を処理できるような任務は与えてくれなかったからです。私はこの正式外交場所から自発的に退くしかありません<sup>25)</sup>。

三矢協定が締結されたが、満州全域で効力を発揮したとは言えない部分である。韓国独立軍は、韓人社会が恐怖と葛藤に巻き込まれたら独立運動にも大きな打撃を与えうると判断し、次のような警告文を中国管理に送った。その全文は次のようである。

(我が独立軍が) 満州で中国軍勢の手に殺害された数だけでも百人を超え、日本に引き渡されて彼らの手により殺害された数は二百名を超えている。善良な農民と一般旅行客がお前ら軍警に略奪されたお金は数百万に達しているから、これほど恨めしいことがどこにあらう。ああ！お前ら官民は我が独立党を呼ぶとき ' 鮮匪 ' という悪名をつけて呼ぶ。我が独立党は祖国の光復を目的にしているのでお前らとは一切の関係もない。其故、お前らが我らを鮮匪と呼ぶのは、里に合わないことであり遺憾である。我々は知っている。お前らが我らを鮮匪と呼ぶのはお前らの自由意思から出たものではなく、日本がお前らを籠絡して呼ばせたのであることを。我々がこのように通告してからもお前らが変わらず独立党を銃殺し、独立党を逮捕して日本の官憲に引き渡し、良民の財産を略奪する等、極悪な行動をするなら、我々はやむを得ず自衛の為、東三省にある百万同志を一致団結させて最後の手段を講じるしかない。我々はこの恨むべきことに対して数年間も厳しく叱責してきたが、ここに至るまでそれが通じていない。其故、通告文を出すに至ったのでお前らは覚醒しろ。注意しろ。

大韓民国 9 年 2 月<sup>26)</sup>

しかし、中国側がいくら韓国独立軍のみならず、善良な韓人を弾圧するにせよ祖国の光復の為に武装活動をしている独立軍の立場から対象を中国に替えて闘争することはできないのであった。それに、彼らが根拠地を構築して活動している地域は、あくまでも中国の行政力が及ぶ中国であった。もし、独立軍が中国に強く反感を持って行動すると、中国側は生計のために移住した一般韓人に報復した。そのため、独立軍の中国に対する抵抗には限界があった<sup>27)</sup>。

三矢協定が締結されると独立運動勢力は統合運動を展開した。外部の圧力に対抗して一つの力で団結する必要性が台頭したのであり、これが三府統合運動と繋がったのである<sup>28)</sup>。

三矢協定は、日帝が、シベリア出兵の失敗で萎縮していた大陸侵略政策に息を吹き込む役割を果たした。

日帝はシベリア出兵の失敗で極東政策に関する戦略的修正を考慮せざるを得なくなった。このような状況の中で、社会主義思想の流入は、当時の在満韓人の経済的・法的地位の不平等と絡まってその波及効果が大きいのは当然であった<sup>29)</sup>。以後、社会主義青年団体は統合と分裂を重ねながら20年代を経た。1924年11月に南満青年総同盟が組織されており、機関誌『同盟』を発行して社会主義の表面団体として活動した。北満でも北満青年総同盟が1926年5月に結成された。又、1926年1月東満では東満青年総同盟が結成されて青年運動を主導した<sup>30)</sup>。

周知しているように、社会主義思想が間島地域に本格的に流入されたのはソビエト革命以後である。特に、龍井村に東洋学院を開設し、ここを中心に社会主義思想が伝播されており、1920年代抗日運動の一つの方略として位置づけられた。その中で青年たちはもっとも熱く社会思想を受け入れた。

東満青総は1926年1月26日に龍井公会堂で発会式を行い、1925年解散された間島青年総同盟の後身として朝鮮青年総同盟、南満青年総同盟及び北満青年総同盟と連絡を持ち、各地の青年会、労働団体などと結合して間島地域社会運動の先駆となった<sup>31)</sup>。

1926年5月、寧安県一面坡で朝鮮共産党満州総局が結成された。これと共に高麗共産青年会満州総局(以下、高麗共青)も結成され、満州での青年運動は単一化されるように見えた。しかし、高麗共青満州総局は結成初期から現地派と対立と分裂という火種を抱えていた。特に朴允瑞をはじめとする現地派は運動の主導権を掌握するために満州総局との対立もやまなかった。派閥的分立が、当時の懸案問題である中国共青及び日本共青との連立に深刻な妨害となったので、各派の派閥連盟の破壊が強調された<sup>32)</sup>。

一方、1928年9月正式に発足した中共満州省委<sup>33)</sup>の活動と党満総局及び高麗共青の解消過程は、朝鮮革命という論旨の元で順調に進んでいるように見えた。コミンテルンと中国共産党の1国1党原則の中で、青年団体は中国革命の成功が日帝にも深刻な打撃を与えるだろうと予想したのである<sup>34)</sup>。

満州省委では1929年11月上海に代表を派遣して、韓人共産主義者たちの中国共産党への加入を支持してくれることを要請した。1930年1月にはハルビンで韓斌と李春山、中国共産党中央幹部の蘇文が満州省委幹部13名及び韓人共産主義者各派閥代表10名と共に在中国人共産党連席会議を開催した。この会議で韓人共産党員各派は組織を解散し、中国共産党に加入することを決意した。これにより、韓人共産主義者たちは、各派別に差はあるものの1930年8月まで中国共産党に入党するようになった。韓人共産主義者たちは延邊党部(東満特委)の指揮下で間島蜂起を計画するほどの相当な勢力を維持していた。その人員も地方党員約500名、共産青年会員約700名、農民会員約3000名に達していた<sup>35)</sup>。

延邊党部の下で進行された間島蜂起<sup>36)</sup>は、龍井村、頭道溝、局子街、南陽坪、傑滿洞の各地から電線の切断、爆弾投擲、放火、資産階級に対する襲撃等が行われ、天圖鐵道・東拓出張所・朝鮮人民会金融部を襲撃した。間島蜂起当時のスローガンは李立三の極左路線を克明に見せてくれる<sup>37)</sup>。即ち、日帝を打倒することのみならず、韓人民族主義運動団体も打倒対象に含まれていた。従って、間島蜂起は移住韓人の最も大事な問題である生存権と直結した部分と民族主義者に対する排斥問題を東満特委で適切に利用した結果であると言える<sup>38)</sup>。

間島蜂起以後の8月、延邊党部は東満特委に改称された。延邊と和龍の二つの縣を合わせて延和中心委員会を組織し、他の県には区域委員会をそれぞれ組織した。特委委員としては廖如愿(書記)、楊林(軍委書記)、ワンキョン(組織部長)、朱健(宣伝部長)、劉志遠、李鏞(通信連絡部長)、李用国(青年部長)



が任命された<sup>39)</sup>。委員会は農民協会、反帝同盟、互濟會、婦女会、購買会等大衆団体を指導し、さらに赤衛隊、遊撃隊を組織して武装闘争を準備した<sup>40)</sup>。

## 5. おわりに

1925年6月に締結された三矢協定は韓国独立運動勢力の版図を変えた。中国東北地域に散在していた独立運動勢力は、三矢協定の結果新しい方向を模索せざるを得なかった。三矢協定は韓国独立運動が強烈に展開されたことを示してくれる端的な例と言える。

1919年、三・一運動が韓半島を沸かせた。三・一運動の熱気はそのまま中国東北地域に伝わり、韓人青年たちはそれぞれ独立を目標とする団体を組織した。このような現象を日帝や中国地方政府では憂慮すべき状況として認識した。中国は韓人の取締について地方政府次元での法令を公表し、日帝は韓人の独立運動の熱気を遮断することを中国により強く要求した。その決定版が三矢協定である。

三矢協定の8ヶ条項の全条項は、韓国独立運動の弾圧に焦点を当てている。韓国独立運動の熱気を遮断し、大陸侵略の足枷を素速く除去する方案を導出することが、当時の日帝にとっては非常に切迫したことであったと言える。中国の悩みも深まっただろう。幸いとも言うべきか中国地方政府では日帝の要求にある程度のところで妥協した。

三矢協定の締結後、韓人の法的地位は中国官憲の無理な法律の適用のため激しく揺るいだ。中国官憲は三矢協定の基準を勝手に取り上げ、任意適用して韓人の実生活まで威嚇するようになった。独立運動勢力も自救策を準備しなければならなくなった。中国官憲は韓国独立運動勢力が拡大すればするほど日帝の干渉が激しくなるだろうと判断したのである。

独立運動勢力は三矢協定が締結されると運動方向を再検討した。小規模団体という本位から大規模団体の本位に体質改善をしなければならなかった。具体的な接点を探すための各団体の統合の苦痛は相当なものであった。しかし、独立運動家たちは現実を直視し、中国と日本が締結した三矢協定の欺瞞性に屈せず、韓人の地位確保及び独立運動団体の統合を実現した。国民府の誕生がその結果である。三矢協定以後、韓人たちは新しいパラダイムの独立運動の様態を見せたのであり、韓人社会は粘り強い生命力をもって1930年代を迎えたのである。

## 注

- 1) 李盛煥『近代東アジアの政治力学：間島をめぐる日中朝関係の史的展開』錦正社、1991年
- 2) 申奎燮「1920年代後半の日帝の在満朝鮮人政策－「鮮滿一體化」の挫折と「三矢協定」、『韓国近現代史研究』29、2004年
- 3) 秋憲樹『政治外交闘争』第3輯、民族文化文庫刊行会、1982年、p.107
- 4) 1924年保民會が解体されるまでの主な活動は対民宣伝であったといっても過言ではない。満州保民會が1924年2月に朝鮮人會に変わった以降も独立軍の威嚇は続いた。保民會の対民宣伝を通じた親日行為は、組織が別の形で親日行為を拡大再生産していることを意味する。保民會の宣伝活動はイデオロギー的な役割の遂行と直結する。日帝は植民地朝鮮を統治においてイデオロギーの重要性を直視したのであり、他の帝国主義国家とは異なり、これを植民地化の道具として用いた。満州保民會の解散は日帝の立場からすれば効用性の枯渇であった。

成立時から積極的介入によって異民族に対する監視と回遊を手軽に実行していた日帝としては、底費用高効率、つまり、韓人の最大限の効用の創出 - 独立軍の瓦解と移植土台の準備 - を導くのにある程度成功した。満州保民会が日帝の大陸政策遂行の過程で4年間充実に寄与した点は、日本勢力の移植に対する負担感の除去であった。特に、満州と朝鮮の連結点を絶え間なく強調しており、朝鮮人の日本人化にはどの団体よりも情熱的であった。又、1923年10月17日満州保民会の顧問である崔晶圭は、外務大臣の伊集院彦吉に満州の一般情勢と保民会の過去と現在に関する陳情書を提出した。彼は、保民会の設立は移住朝鮮人の保護の聖地として成長しており、今後は保民会の経済活動に主力して、荒地を開拓し、水田農法を用いて移住日本人と助け合う体制を確立するのに力を注ぐべきであると強調した。なお、日帝に対抗する排日の不当性を指摘しながら、積極的な親日に導こうとした。ここで崔晶圭は抗日運動は文明を拒否することであると描写したり認識したりしており、彼の人種的偏見を伺わせる。このように底費用、高効率の創出、移住民の苦痛の利用は、保民会という団体を通して現れた。帝国臣民に対する「遮ることのない所属感」は独立運動団体に対するテロ行為以上の効果を齎した。このような活動で保民会員の一部は組織の解散当時その功績を認められ補償金をもらった。このような保民会の積極的な協力活動は解散当時日本外務省からの功労者の選抜と功労金の支給として現れた。これは一進会の解散当時と類似した形態を見せている。1924年3月安東の日本領事西沢義徳は、保民会の功労者と崔晶圭会長代理の功績調書を奉天の総領事に提出しており、日本外務省では崔晶圭に1万円など適切な補償金を支給してから保民会を解散した。このように日帝は保民会を解散させ、親日派である朝鮮人を通して日帝のイデオロギー - 同和と差別 - に協調する体制を構築した。金周溶、「満州保民会の設立と鮮満一體化」、『韓日関係史研究』21、2004年を参照。

- 5) 延辺の檔案館から発刊した密偵の資料には同時活動していた密偵の履歴などが比較的詳細に収録されている。
- 6) 『在満朝鮮人問題』、p.55
- 7) 在留禁止に関しては、李昇燁「日帝の在留禁止制度と韓人独立運動の弾圧」『満州地域本邦在留禁止関係雑件』国家報勅処、2009年、pp.45-58を参照
- 8) 李昇燁、同上論文、p.54
- 9) 1922年以前、在留禁止韓人は大部分が間島総領事館の管轄であったため、満州全域を対象とするためには1922年以降をその範囲とした。
- 10) 独立運動史編纂委員会『独立運動史資料集』10、p.127
- 11) 이현주 『1920년대 재중항일세력의 통일운동 - 한국독립운동의 역사 47』、독립기념관、2009、pp.207~224
- 12) 채영국 『1920년대 후반 만주지역 항일무장투쟁 - 한국독립운동의 역사 50』、독립기념관、2009、p.127
- 13) 荻野富士夫『外務省警察史』、p.220
- 14) 朝鮮総督府『市政30年史』、p.146。を参照。三矢協定とは朝鮮人抗日武装勢力が鴨綠江、豆満江の対岸から朝鮮に出撃することを防止するため、弾圧に際して日本の軍隊及び警察が中国の領土及び主権を侵害して中国側の反感を買うようになることを防ぐためのものである。
- 15) 于珍の公館は現在瀋陽市文化財と登録され管理されている。
- 16) 『日本外交年表並主要文書』下、p.75によると、「不逞鮮人の取締に関する朝鮮総督府奉天省双方の協定」が正式名称である。
- 17) 『独立運動史資料集』10、p.463-464、『日本外交年表並主要文書』下、p.75
- 18) 『不逞團關係雑件 - 朝鮮人の部 - 在満州の部 43』、外務省文書課受 第390号 奉天鮮人情報に関する件 内山清(奉天総領事代理領事) 弊原喜重郎(外務大臣) 1926年9月30日
- 19) 朝鮮総督府警務局『在満朝鮮人と支那官憲』1930年、p.8
- 20) 朝鮮総督府警務局、上掲書、pp.8-9
- 21) 金三民『在満朝鮮人の窮状とその解決策』、p.68
- 22) 満州移民史研究会編『日帝主義下の満州移民』、p.509
- 23) 以下、独立運動団体の韓人地位問題に対する対策は채영국(蔡永國)、前掲書、pp.131-136を参照した。
- 24) 国家報勅処『三十年放浪記 - 柳基石回顧録』、p.129
- 25) 国家報勅処 同上書、p.130
- 26) 「朝報秘 第1403号 昭和2年6月7日在外不逞者の不穩文書印刷に関する件」、pp.833-887
- 27) 채영국 『1920년대 후반 만주지역 항일무장투쟁』、pp.49-50
- 28) 申載洪『独立軍の戦闘』4、p.294
- 29) 金周溶「1920년대 만주에서의 한인 청년운동연구」、『国史館論叢』84、1999年、p.78
- 30) 金俊燁・金昌順『韓國共産主義運動史』4、チヨンゲ研究所、1986を参照。
- 31) 金俊燁・金昌順、前掲書、pp.254-259
- 32) 金周溶「1920년대 만주에서의 한인 청년운동연구」、p.88
- 33) 省委組織としては軍事課、政治課、遊撃隊、宣伝部があり、反日会、共済会、青年団、農民協會(農青、婦女部)、

反帝同盟、婦女会、農青等の下部組織がある。省委の下に県委、地委があり、地委の下には宣伝部、婦女部、探偵隊、工作小隊、少年斥候隊があった。(金俊燁・金昌順『韓国共産主義運動史』4、p.450)

- 34) 姜徳相『現代史資料』30、p.29
- 35) 金正明、前掲書、p.633
- 36) 間島蜂起に対する研究成果としては次を挙げる事ができる。金春善『延邊地区朝鮮族社会的形成研究』、吉林人民出版社、2001。金森襄作「満州中朝共産党合同と間島五・三〇蜂起」、『朝鮮史叢』7、朝鮮史叢編輯委員会、1983
- 37) 李立三路線が批判され他の路線に転換するまで殺傷190名、破壊放火損害額10万元、被検挙者数3,168名に達する。東満特委では5.30蜂起に対して間島地域の特殊な条件等を省委に報告した。(中共延邊州委党史研究室編、『東満地区革命歴史文献匯編』、2000、pp.7-13
- 38) 辛珠柏は間島蜂起をはじめとする5月闘争を二つに要約評価した。一、階級葛藤、民族葛藤を激化させる盲動主義的な結果を招いたものであり、もう一つは韓人農民、大衆の理解の為に中国人地主や官憲の抑圧に対抗した(辛珠柏、前掲書、p.244)。
- 39) 최성춘『延邊人民抗日闘争史』民族出版社、1999年、p.110
- 40) 金正明、前掲書、pp.541-542

